

令和3年7月16日

電子インボイスと電子帳簿保存法改正の影響について

～社内規定など検討すべき事項～

税理士会ビル2階大ホール

岸田賢次税理士事務所
名古屋学院大学名誉教授
所長 税理士 岸田賢次

令和3年度電子帳簿保存法の改正概要

令和3年度税制改正大綱

申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者が行う当該電磁的記録の出力書面等の保存をもって当該電磁的記録に代えることができる措置は、廃止する

事前承認制度が廃止された(大綱を受けると事前承認は矛盾する)

電帳法第4条で規定される国税関係帳簿書類の保存方法の特例の適用に当たり、事前の所轄税務署長の承認の要件を廃止し、一定の要件の下、国税関係帳簿書類に係る電磁的記録を保存する

国税関連帳簿の法的要件を緩和した

優良電子帳簿システムにより国税関係帳簿の作成・保存する場合、事前届け出により、事後の税務調査において当該帳簿の記載事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税を5%減免するほか一般電子帳簿の電磁的記録の保存を容認

国税関係書類のスキャナ保存の要件を緩和した

- ・訂正又は削除の履歴が残るシステムで保存される場合のタイムスタンプ付与を不要とする
- ・重要な書類の入力期限を「業務サイクル後速やかに入力する」期限に統一
- ・適正事務処理要件を廃止
- ・検索項目を「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目に限定

納税者の意思にかかわらず、受け取った電子取引データは保存しなくてはならない

電子取引データの厳格な保存が必要になった(紙での保存が認められない)

- ・検索項目を「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目に限定

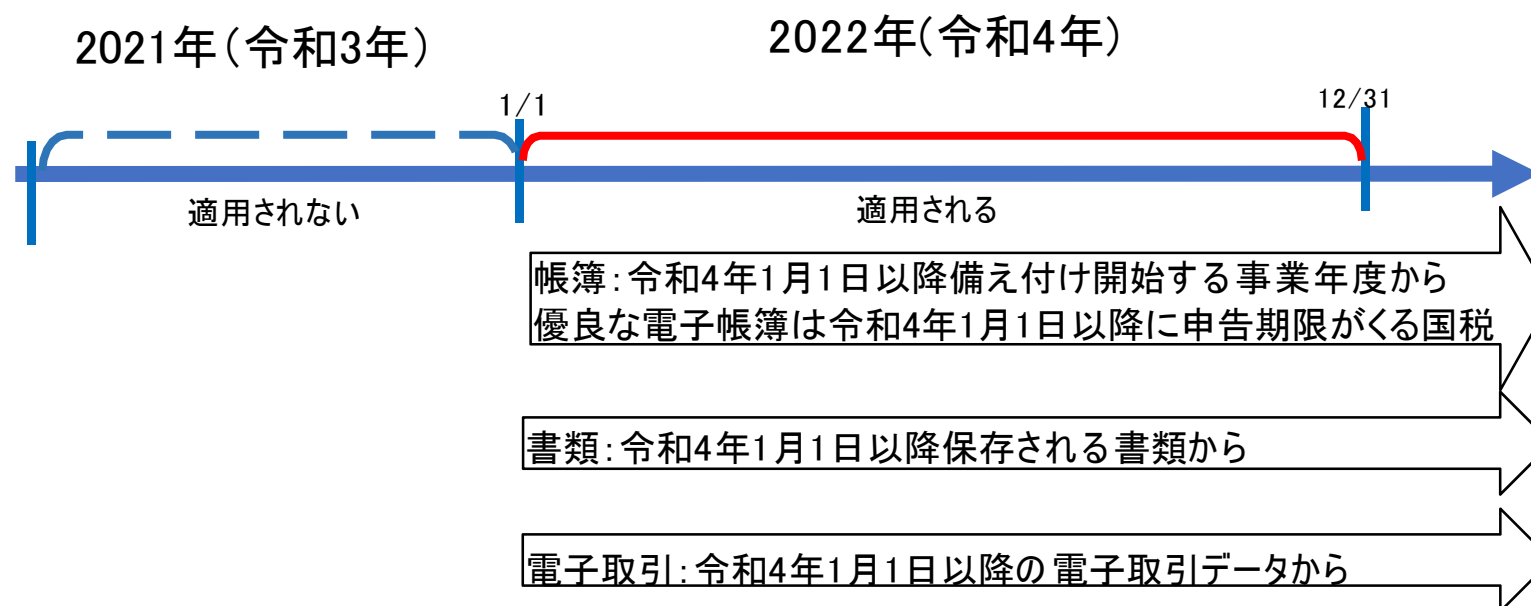
法令の厳格な執行と罰則の強化がはかられた

- ・国税関係帳簿書類及び電子取引データについて、電帳法の要件に従った保存がされていない場合には、税法上保存義務がある帳簿書類として取り扱わない
- ・スキャナ保存及び電子取引データの改ざん等により不正計算がされている場合の重加算税を10%加重に賦課

令和3年電子帳簿保存法の改正法令の適用時期

国税関係帳簿書類及び電子取引にかかる電磁的記録の保存に関する改正

- ①帳簿データ: 令和4年1月1日以降開始する事業年度から適用
- ②書類データ及びスキャナ保存: 令和4年1月1日以後保存を行う国税関係書類から適用
- ③電子取引データ: 令和4年1月1日以後の電子取引から適用



令和3年度電子帳簿保存法の改正法令の適用時期

過少申告加算税の減免及び重加算税の加重賦課規定の適用時期

適用時期：令和4年1月1日以後法定申告期限が到来する事業年度に係る国税から適用

2021年(令和3年)

2022年(令和4年)

優良電子帳簿/重加算税45%
令和3年10月期より適用される

令和4年1月1日以降に法定申告期限が到来する事業年度は順次適用される

10/31 1/1

法人税：令和3年10月決算法人の法定申告期限は、令和4年1月4日です
令和2年11月1日～令和3年10月31日の事業年度に係る国税について適用される

令和3年度電子帳簿保存法の改正概要(1)

承認制度の廃止

改正前	改正後
<p>導入を希望する時期の3ヶ月前までに税務署まで申請書の届け出を実施。申請が承認されるまでの期間は待機が必要で、認められない場合は却下通知が届く。</p> <p>社内で電子帳簿保存法の利用を計画し、電子化する要件を決定してから半年から1年程度の準備期間が必要。</p>	<p>国が求める一定の要件を満たし、さらに電子帳簿保存法に対応した機能を備えているスキャナや会計システムなどが準備でき次第、速やかに電子保存の対応が可能となる。</p> <p>その気になれば、いつでも始められる。</p>

改正前の届け出は有効。新規定に移行したいときは取りやめの届け出が必要
取りやめをしたら全部紙で保管するとの従前の規定との関係は不明
 一定の要件

国税関係帳簿のデータ保存

電帳法施行規則第3条3第1項⇒改正あり(要件緩和)

国税関係書類のデータ保存

電帳法施行規則第3条第2項⇒改正なし

国税関係書類のスキャナ保存

電帳法施行規則第3条第4～8項⇒改正あり(要件緩和)

国税関係帳簿の法的要件の緩和

従前

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第四条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

令和3年度改正

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第四条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合、財務省令で定めるところにより、当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

最初の記録段階からシステムで作成する帳簿のデータであること(従前同様)

⇒手集計や手書きが含まれないこと

一部の帳簿データでも一貫して作成されておれば電磁記録として保存可能(ほかの帳簿は書面保存)

令和3年度電子帳簿保存法の改正概要(2) タイムスタンプの要件が緩和された

改正前	改正後
<p>国税関係書類をスキャナ読み取りした際に、受領者が自署したうえで3営業日以内のタイムスタンプ付与が不可欠。</p> <p>不正防止のため、書類を受け取ったものが署名しタイムスタンプを付与することで、それ以降はデータの改ざんがない証明とした</p>	<p>スキャナ読み取りの際の受領者の署名が不要になった。また、タイムスタンプの付与期間が3日から最長2ヶ月以内と大幅変更された。<u>さらに不正防止の策として電子データの修正・削除をしたことをログに残せるシステムであれば、タイムスタンプ付与に代わり、クラウド保存での対応が可能になった。</u></p> <p>業務サイクル後速やかに書類の作成または受領から当該書類の入力までの各事務の処理規定を定めることが必要となる</p>

令和3年度電子帳簿保存法の改正概要(3) 適正事務処理要件の廃止

改正前	改正後
内部統制の一環として定期検査と相互けん制の適正事務処理要件の対応が必須。定期検査では原本とデータの突合作業を行うため、検査実施日まで原本の破棄ができなかった。また、事務処理担当者を相互チェックする意味合いから、2名以上での対応が求められた。ただし、税理士事務所が月次監査で確認をすれば1名でも対応できた	相互けん制、定期的な検査および再発防止策の社内規程整備を行う適正事務処理要件が廃止。定期検査まで保存が必要だった原本は、スキャナ後にすぐに破棄が可能になった。また、事務処理における相互けん制についても廃止で、1名での対応が認められた。

データの信頼性確保はできなくなった。何でもあり？になりかねないとの懸念がある

法の厳格な執行で対抗する

令和3年度電子帳簿保存法の改正概要(4) 検索要件の緩和

改正前	改正後
<p>取引年月日、勘定科目、取引金額やその帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索条件として設定できることが必須とされた。</p> <p>日付や金額に係る記録項目に関しては、その範囲を指定して条件を設定することが求められた。</p> <p>また、2つ以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することも要件に含まれていた。</p>	<p>検索要件が取引年月日・金額・取引先のみになるなど簡素化を実現。</p> <p>保存義務者が国税庁などの要求によって電子データのダウンロードに応じることとする場合は、範囲指定や項目を組み合わせ設定する機能の確保が不要になった。</p> <p>表計算データとして保存し、検索できればOKとの情報もある</p>

令和3年度電子帳簿保存法の改正概要(5) 不正行為に対するペナルティ

要件が大幅に緩和されることで、多くの企業において電子データの保存の導入が進むことが想定される。

しかし、その際に注意しなければならないのが不正行為におけるペナルティである。

導入がしやすい要件になる代わりに不正抑止の担保処置として、重加算税の加重措置が課される。

電子データに記録された事項に関して隠蔽または偽装された事実に基づいて申告し、当該データの改ざんが把握された際は、通常課される重加算税の額に10%が加重される。そのため、不正や不備を防ぐ対策や措置がこれまで以上に重要になる。

法令の厳格な執行と罰則の強化

国税関係帳簿書類及び電子取引データについて、電帳法の要件に従った保存がされていない場合には、税法上保存義務がある帳簿書類として取り扱わない

- ・青色申告の承認の取り消し(法人税法第127条)
- ・連結納税の承認の取り消し(法人税法第4条の5)
- ・適格請求書等保存義務違反(消費税法) **これが危険**
現行は電子データを印刷したのも可(やむを得ない理由で課税仕入れ可)
…電子帳簿保存法の法令要件を順守した保存が必要

スキャナ保存及び電子取引データの改ざん等により不正計算がされている場合の重加算税を10%加重に賦課・・・重加算税45%

- ・スキャナ保存を行う取引書類データを改ざんして損金計上
- ・電子取引データを改ざんして損金計上

…電子帳簿保存法の法令要件だけではなく適正処理を行う処理プロセスの構築が必要
…電子化により業務効率を図りデータによるモニタリング機能を強化

社内規定で防御しないと、リスクが高すぎる

国税関係帳簿書類の法的要件の緩和

財務省省令で定める一定の要件とは、以下の①から⑤について

1. 優良電子帳簿の要件…①～⑤
2. 一般電子帳簿の要件…③～⑤

優良電子帳簿:

①～⑤までの要件に従って帳簿データが作成または保存される場合の、当該システムのことをいう。

電帳法施行規則3条1項

- ①訂正削除履歴確保要件
- ②相互関連性確保要件
- ③関係書類備付け要件
- ④見読可能性確保要件
- ⑤検索機能確保要件

一般電子帳簿:

③～⑤の要件を満たす場合、書面出力・保存は不要となり、データで保存することが可能。

適用時期: 令和4年1月1日以降備え付け開始する事業年度から

国税関係書類:

③～⑤の要件を満たす場合、書面出力・保存は不要となり、データで保存することが可能。

適用時期: 令和4年1月1日以降保存する書類から適用

優良電子帳簿システムのメリット

書面に出力することなく帳簿のデータ保存が可能
過少申告加算税が減免(5%)となる

適用時期:

令和4年1月1日以降申告期限が到来する事業年度から

適用要件:

あらかじめ所轄税務署長に届け出を行うこと
様式や記載内容は政令公布後

国税関係書類とは、国税に関する法律の規定により保存をしなければならないと定められている書類である。貸借対照表及び損益計算書などの決算書、棚卸表などの決算関係書類、領収書や契約書、見積書、預金通帳など

国税関係書類のスキャナ保存の要件を緩和

従前

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第四条

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類（財務省令で定めるものを除く）の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

令和3年改正

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第四条

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類（財務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えることができる。

この場合において、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該財務省令で定めるところに従って行われていないとき（当該国税関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該保存義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の財務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

- ・一部の書類のみスキャナ保存可能(ほかの書類は書面保存)
- ・財務省令の改正により要件は緩和

スキャナ保存の法的要件【システムと機器】

システムの要件(タイムスタンプほか)

従前

- ・タイムスタンプ付与機能(認定タイムスタンプに限る)
 - ・入力時情報の確認(解像度・階調・大きさ情報)
書類受領者がスキャニングする場合は大きさ情報は除く(A4サイズ以下に限る)
 - ・訂正及び削除データの履歴保存及び内容確認
 - ・入力者情報の確認(入力者の直接監督者情報でも可)
 - ・証憑画像データと仕訳明細データの相互関連性確保
 - ・検索機能の確保
- (日付・金額は範囲指定・他主要項目を2以上の項目で複合条件設定)

令和3年改正

システム要件を満たせばタイムスタンプを不要とする(訂正削除不可のシステムに保存する場合)

検索項目の緩和 ①「取引年月日」「取引金額」「取引先名称」の3項目に限定

②ダウンロードにより検索可能な場合は範囲指定・符号検索機能は不要

入力機器の要件(従前通り)

- ・解像度200dpi以上で入力
- ・スマホ等のカメラはA4で387万画素以上の解像度が必要
- ・カラー画像(赤青緑各256階調)※一般書類は白黒256階調

出力機器の要件(従前通り)

- ・14インチ以上のディスプレイ
- ・カラープリンター※4ポイントの文字が認識可能な製品に限る
- ・整然とした形式及び明瞭な状態で出力

スキャナ保存の法的要件【運用体制】

入力期限

従前	令和3年度改正事項
重要な書類のスキャナ保存の入力期限 ・業務サイクル後速やかに入力(約67日以内に入力) ・自署後、特に速やかに入力(概ね3営業日以内) ⇒原本確認が受領者のみの場合	入力期限を業務サイクル後速やかに入力する期限に統一 (日数の解釈は約2カ月以内とされる予定) ⇒法令要件から「自署」は削除

適正事務処理要件

従前	令和3年度改正事項
相互けん制体制:二人以上の体制で入力すること 定期検査体制:第三者が定期的に検査を行い適正入力を確認 (サンプル検査で可) 検査後は原本廃棄可能(入力期限後の原本は保存) 改善体制:不備が発覚した場合の「報告」「原因究明」「再発防止」の体制	適正事務処理要件の廃止 ①相互けん制体制 ②定期検査体制 ③不備の改善体制 ※スキャナ保存に係る事務処理手順を定めた社内規程の整備は必要 ⇒適正な入力体制は必要

申請書作成・提出

従前	令和3年度改正事項
・所轄税務署に電帳法承認申請書(電帳法4条3項)を提出 ・申請期限は、電子保存を開始する日の3か月前 ・みなし承認後は、電子保存開始	承認制度を廃止 電帳法の法令要件に従った入力と保存が必要 ⇒電帳法の法令要件通りに保存されていない国税関係書類に係るデータは、税法で保存すべき書類として取り扱わない

電子取引データ(EDIほか:電帳法2条6号)の厳格な保存

従前

第十条 所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（中略）を保存する場合は、この限りでない。

令和3年度の改正事項

第七条 所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

改正留意事項

令和4年1月1日以降の電子取引データを紙出力により保存することは不可

⇒電帳法の要件に従ったデータ保存が必要

メール・インターネット、WEB発行請求書、紙出力でないFAX等で請求書等を受信することも電子取引に該当するので、保存要件を満たさないことによって、税務調査時に適正に書類が保存されていないと判断された場合には、青色申告の取消等の恐れもあるため注意が必要

タイムスタンプの付与期限を緩和

⇒電子取引データを保存する場合の措置の一つであるタイムスタンプの付与期限

「遅滞なく」を「約2カ月以内」とする

検索項目の緩和

①「取引年月日」「取引金額」「取引先名称」の3項目に限定

②ダウンロードにより検索可能な場合は検索機能は不要

電子取引データの保存義務【電子取引に係る電磁的記録の保存要件】

法10条に規定する保存義務者は、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を、

- ①保存すべき場所に、
- ②保存すべきこととなる 期間、
- ③規則第8条第1項第1号(タイムスタンプ・保存担当者情報)又は第2号(訂正削除防止の規程)の措置を行い、
- ④法第3条第1項第4号(見読性)及び第5項第5号において準用する同条第1項第3号イ(電子計算機処理システムの概要等)及び第5号(検索機能の確保)に掲げる要件に従って保存しなければならない。(電帳法施行規則第8条第1項)

①保存場所	データの送信側の納税地 及び データの受信側の納税地 納税地で出力できればクラウドでもOK
②保存期間	7年間(法人税施行規則第59条)
③措置	以下のいずれかの措置を行うこと ①送信者側のタイムスタンプ付データを送信・受信者側は検証機能 ②取引情報の授受後、タイムスタンプを付与・保存担当者情報を確認できるよう措置 →タイムスタンプの付与期限は約2か月以内 ③訂正削除できない(又は訂正削除履歴が保存)システムでデータを授受及び保存 ④正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を備付け・運用 メールなどタイムスタンプを押せないデータもあり、社内規定で適正保存を担保する
④保存要件	関係書類の備付け : システムの概要・操作マニュアル等を備え付けること 見読性の確保 : 整然とした形式で明瞭に出力できること 検索機能の確保項目 : 日付・金額・取引先 日付 金額範囲指定 2以上の項目 による条件設定ができること

検索要件のまとめ(規模別要件)

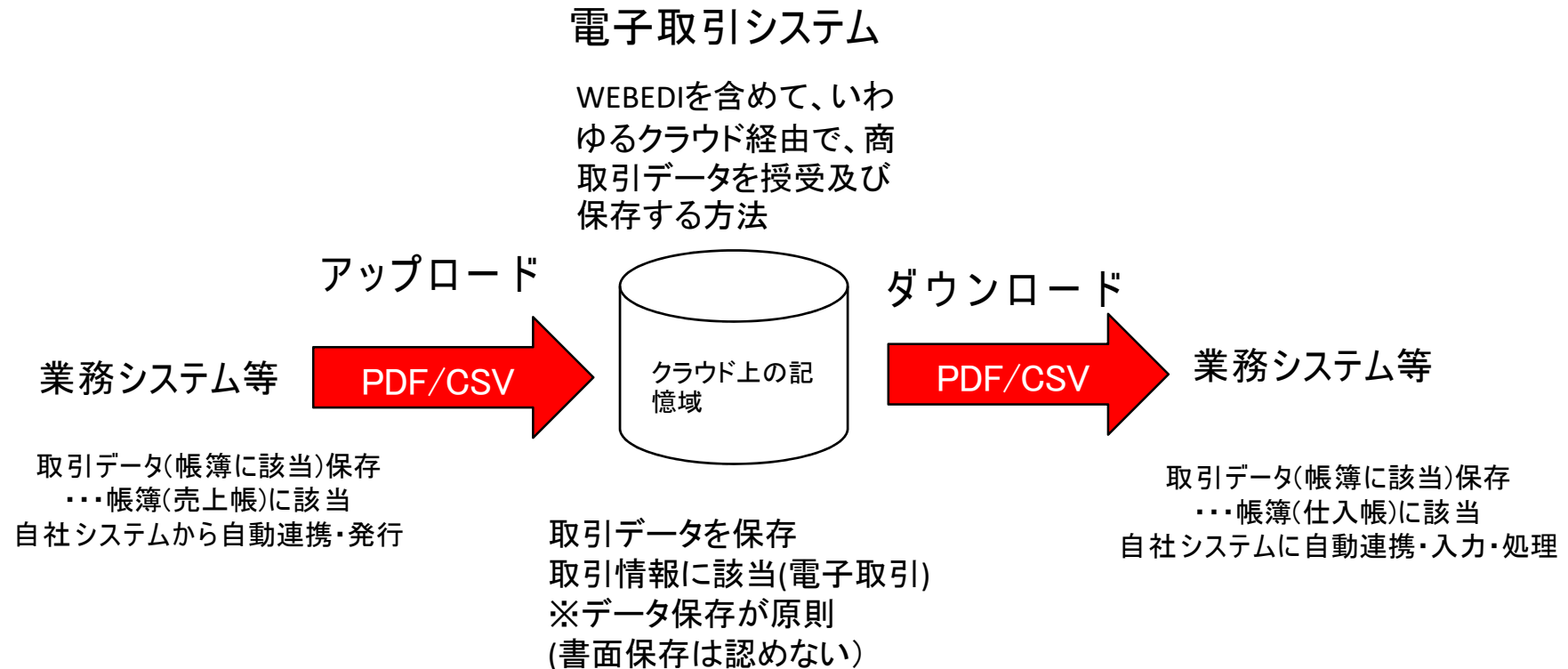
検索要件	売上高1000万円以下の事業者	ダウンロード要求に応じる保存義務者	それ以外の保存義務者
取引年月日、勘定科目、取引金額 その他の帳簿の種類により主要な記録項目により検索できること	不要	日付、金額、取引先に限定	
日付または金額の範囲指定で検索できること	不要	不要	○
二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	不要	不要	○

売上高の判定期間は、個人事業者にあつては電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人にあつては電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいう。

国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる保存義務者

電子取引データの保存義務【クラウドを活用した取引書類授受】

このイメージは③訂正削除履歴が保存されるシステムに該当する(電子インボイスPeppolを想定)



措置要件(令和2年度改正により追加された)

3号次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。

イ 当該電磁的記録について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

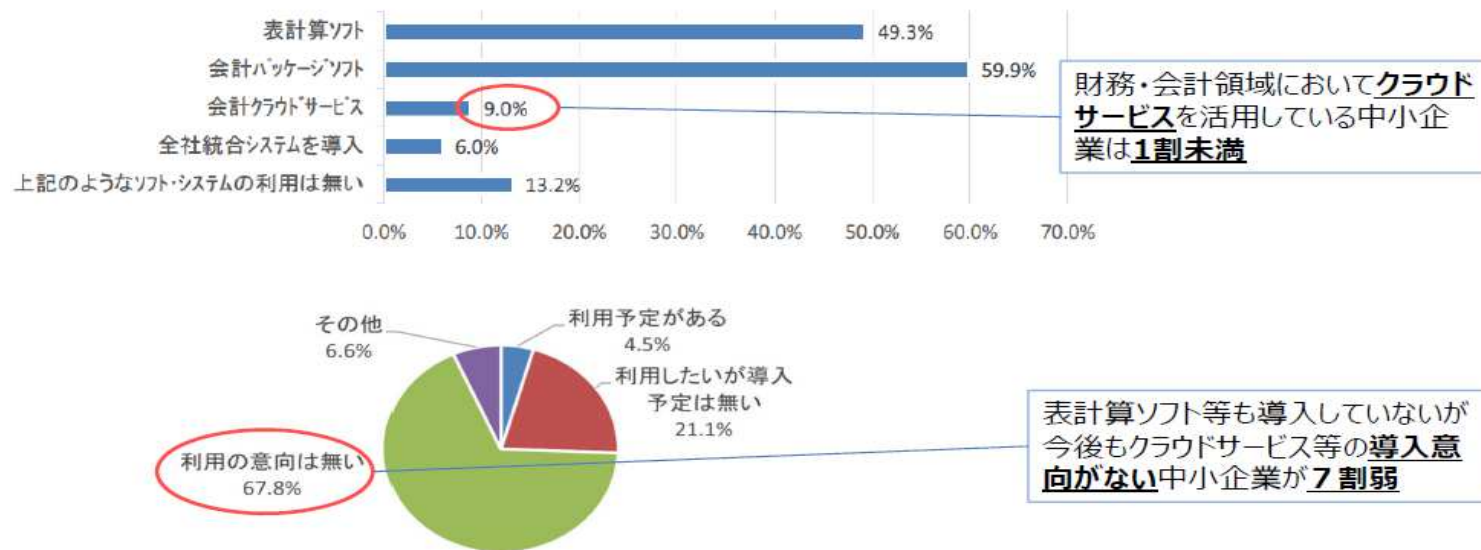
ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

はじめに

令和2年12月、業務システムベンダーを中心に組織された「電子インボイス推進協議会」（代表幹事：弥生株式会社）が、令和5年（2023年）10月の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への移行を見据え、バックオフィス業務の効率化を目指し、国際標準規格である「Peppol（Pan-European Public Procurement Online）（ペポル）」をベースとして「電子インボイス」の標準仕様を策定する方針であることを示した¹。そのような動きもあり、現在、事業者の中で、インボイス制度、「電子インボイス」への関心の高まりが見られる状況となっている。

今想定している電子インボイスは、クラウド利用を前提にしている

- バックオフィス業務システム改革は遅れており、財務・会計領域において最先端のクラウドサービスを活用している中小企業は1割未満で、今後も導入意向がない中小企業は7割弱。



<出所：中小企業庁『決済事務の事務量等に関する実態調査』（株）帝国データバンク、平成28年10月>

「請求書等」の範囲について

○消費税の仕入税額控除の適用のため保存が必要な「請求書等」（主なもの）

区分記載請求書等保存方式(現状)

- 区分記載請求書
- 仕入明細書

インボイス制度(2023年10月より)

- インボイス等（インボイス、簡易インボイス）
- 仕入明細書
- インボイス等、仕入明細書に係る電磁的記録

インボイス制度においては、「請求書等」の中に「電磁的記録」が含まれる

「請求書等」に電磁的記録が含まれることでの対応の変化

○取引の相手方(仕入先)から請求に係る電磁的記録のみの提供を受けた場合

区分記載請求書等保存方式(現状)

- 「請求書(紙)の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある」として、帳簿に一定の記載をすることで仕入税額控除適用可能
(=請求に係る電磁的記録の保存は不要)

インボイス制度(2023年10月より)

- 提供を受けた電磁的記録(電子インボイス)を一定の要件を満たした方法
(電子帳簿保存法に準じた方法(※))で保存することで仕入税額控除適用可能
(=電子インボイスの保存は必要)

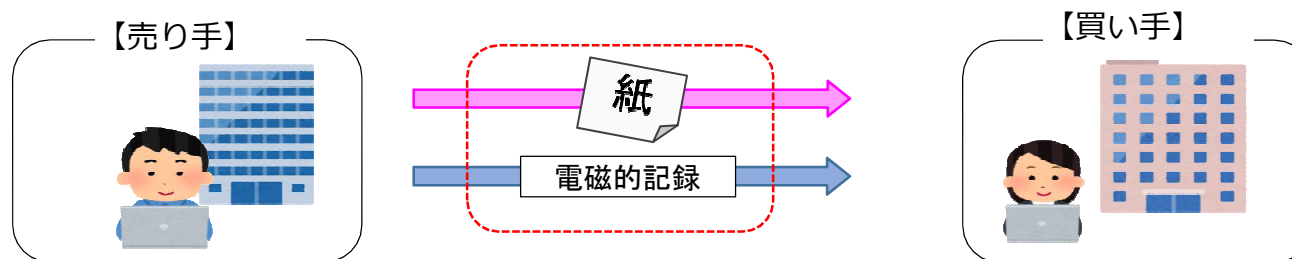
(※) (1) ①タイムスタンプを付す、②データの訂正削除の記録が残る等のシステムの利用、又は③売り手・買い手がデータ訂正等の防止に関する事務処理規定を設ける、(2) 操作説明書・見読可能装置の備付け、(3) 検索性の確保、を行う必要あり。

電子インボイスと紙との関係※内閣官房IT総合戦略室作成資料等

Q. 取引先(仕入先)から交付を受けた「請求書」(紙)では、インボイスとしての記載事項のすべてが満たされていない。ただ、それとは別に提供を受けた「受注情報」(電磁的記録)も合わせれば、インボイスとしての記載事項を満たすことができる。その場合、「紙」と「電磁的記録」を合わせて保存することで、仕入税額控除の適用は可能か。

A. 請求書(紙)と受注情報データを紐付け、データについては電帳法が求める要件を満たし保存していれば、仕入税額控除の適用は可能です。

【イメージ】



Q. 取引先(仕入先)から電子インボイスの提供を受けた。しかしながら、法令が求める要件を満たしそれを保存することが困難である。その電子インボイスを「紙」に出力して保存していれば、仕入税額控除の適用は可能か。

A. 「書面出力」した「紙」を保存しておくことで仕入税額控除の適用は可能です。ただし令和3年度税制改正における電帳法改正により、所得税・法人税の観点からは、電子取引情報の「書面出力」による保存が認められなくなりました(令和4年1月1日より適用)。消費税の観点からは、引き続き、書面に出力されたものを保存することで仕入税額控除の適用は可能です。その際、出力された書面は整然とした形式・明瞭な状態である必要があります

(参考)電子帳簿保存法取扱通達

(整然とした形式及び明瞭な状態の意義)

4-13 規則第3条第1項第4号((電子計算機等の備付け等))及び規則第4条第1項第4号((マイクロフィルムリーダープリンタの備付け等))に規定する「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。

電子インボイスの保存とは※内閣官房IT総合戦略室作成資料等

Q. 法令上、仕入税額控除の適用を受けるためには、取引先(仕入先)から「提供」される電子インボイスを保存しなければならないと規定されている。例えば、電子帳簿保存法に準じた方法により保存することが可能なクラウド上において、取引先との間で電子インボイスを共有・保存するような場合には、仕入税額控除の適用は可能か。

A. 「共有」であっても電子帳簿保存法上適切に保存されていれば仕入税額控除の適用に問題はありません。いずれにせよ、インボイス制度においては、インボイス(紙)、電子インボイスを問わず、交付・提供したもの・されたものを効率的に保存する方法を検討する必要があります

(参考)「事業者に対し課税資産の譲渡等を行う他の事業者が(中略)交付すべき適格請求書又は適格簡易請求書に代えて提供する電磁的記録(消費税法30条⑨二)」



紙データの電子化

- Q. 取引先（仕入先）から交付を受けた適格請求書（紙）について、必要な情報をシステムに取り込むため、スキャンすることとした。システムの中で必要な情報が保存されていれば、仕入税額控除の適用に際し、適格請求書（紙）やそれをスキャンした画像データの保存は必要ないということによいか。
- A. 間違いです。スキャナ要件を満たせば、原本破棄可能、スキャン画像は保存します

【スキャナ保存制度とは】

決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）について、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能。

（参考）令和3年度税制改正大綱において示された主な内容

- スキャナ保存利用のための「事前承認」の廃止
- 紙原本の受領者自身がスキャンする場合の「入力期間制限」を「3日以内」から「約2か月以内」とする緩和
- スキャンデータの適正性を担保するため、紙原本の受領者とスキャンする者を分ける、又は、スキャンデータをスキャンした者以外が確認する体制を整備する「相互牽制要件」の廃止
- 紙原本とスキャンデータとの同一性を確認するための一定期間内の「定期検査」の廃止 など

提供した電子インボイスの保存

Q. インボイス制度においては、提供した電子インボイスの保存が求められると理解しています。インボイスの記載事項に係る情報はデータベースで管理し、取引先にはPDF形式の電子インボイスを提供する予定です。その場合、提供したPDF形式の電子インボイスそのものを保存しておかなければならないのか。

A. データベースで管理されたデータからPDF記載情報と同じものが再現できれば問題はない

(参考) 電子帳簿保存法取扱通達

(整然とした形式及び明瞭な状態の意義)

4-13 規則第3条第1項第4号(電子計算機等の備付け等)及び規則第4条第1項第4号(マイクロフィルムリーダー・プリンタの備付け等)に規定する「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。

○ 提供したPDF形式の電子インボイスそのものでなくても (PEPPOL前提)、
⇒ 出力される際に、取引内容ごとに、日付、金額、取引先などが規則性をもって掲載することができる構造化されたデータの保存で問題ない

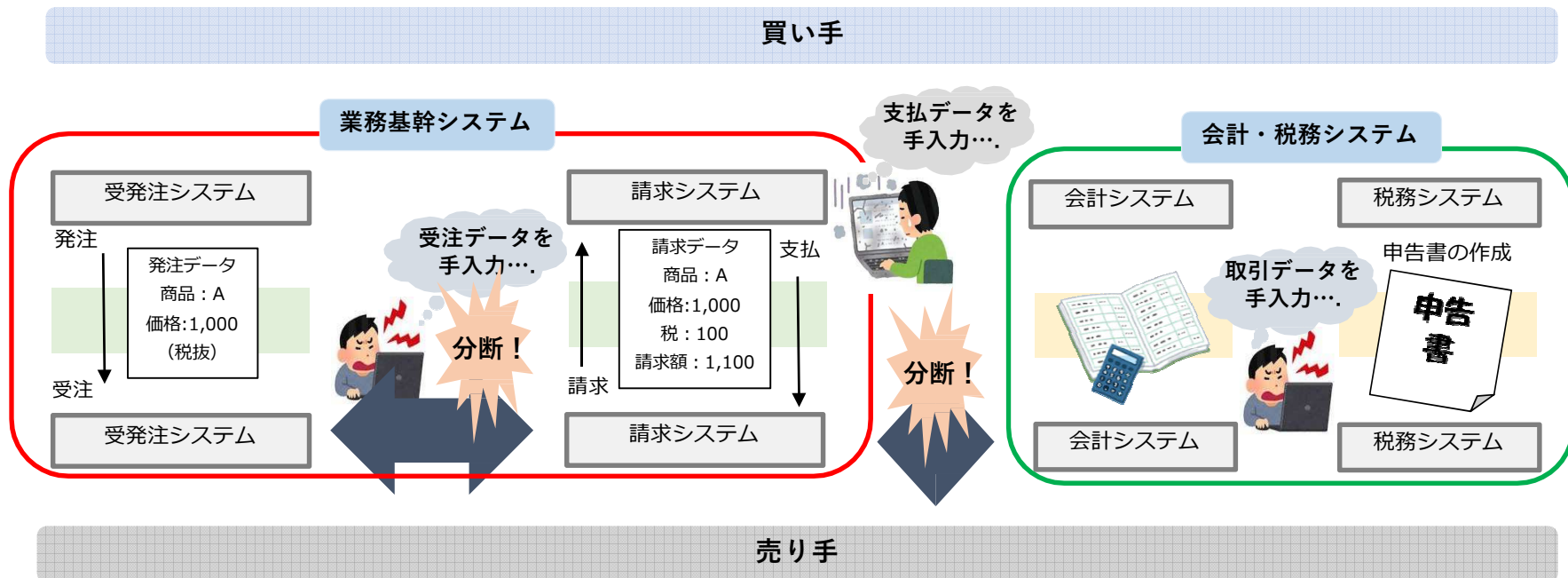
電子帳簿保存法一問一答(旧) 問19

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、規則第8条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定めて運用する措置を行うことを考えていますが、具体的にどのような規程を整備すればよいのでしょうか。

電子インボイスの仕様標準化 中小企業EDIがあるのに・・・

- 受発注・請求といったバックオフィス業務の「電子化」は、EDI（企業間のデータ交換）の利用促進を中心に進められ、業界ごとに固有のEDIが確立。
- その結果、業界EDIのデータ規格や通信方式が区々となり、例えば、「業務基幹システムにデータを取り込む際に変換が必要」など、バックオフィス業務の「シームレスなデータ連携」の実現が困難な状況。

バックオフィス業務の現状（イメージ）



各団体が電子インボイス規格提案をしたがPEPPOLが採用された

○ 令和2年12月、民間事業者の団体である「電子インボイス推進協議会（EIPA）」が、「我が国における電子インボイスの普及を通じた業務デジタル化に向けたご提言」を平井デジタル改革担当大臣へ手交。



平井デジタル改革担当大臣ご発言

デジタル化を通じたバックオフィス業務の効率化の実現は、非常に重要な課題であり、デジタル庁の設置を待たずして、官民連携の上、早急に進める必要がある「デジタル化のフラグシッププロジェクト」だと考えている。（中略）

「電子インボイス」の標準仕様について、2022年秋の運用開始を目指し、（中略）しっかりと進めていきたいと考えている。

内閣官房IT総合戦略室作成資料より引用

理由は中小企業のバックオフィス業務の効率化

「デジタル・ガバメント実行計画（改定）」（令和2年12月25日閣議決定）（抜粋）

8 行政サービス連携の推進

8.4 事業者のバックオフィス業務の効率化のための請求データ標準化

インボイス制度が導入される2023年（令和5年）10月も見据え、ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る観点から、官民連携のもと請求データ等（電子インボイス）やその送受信の方法に関する標準仕様について合意し、会計システムも含めたシステム間でのシームレスでスムーズなデータ連携を実現するとともに、標準仕様に沿った行政システムの整備や民間の業務ソフト等の普及を支援することにより、中小・小規模事業者も含めた幅広い事業者の負担軽減と社会全体の効率化を促進する必要がある。

内閣官房は、関係省庁及び民間団体等との総合調整を行うとともに、グローバルな経済活動にも対応できる標準仕様となるよう、必要に応じて国際標準団体との交渉を行う。

政府調達システムを整備・運用する機関においては、内閣官房と連携し、システムの共同利用化を検討するとともに、インボイス制度が導入される2023年（令和5年）10月までに請求書・領収書データのシステム連携が可能となるよう対応する。

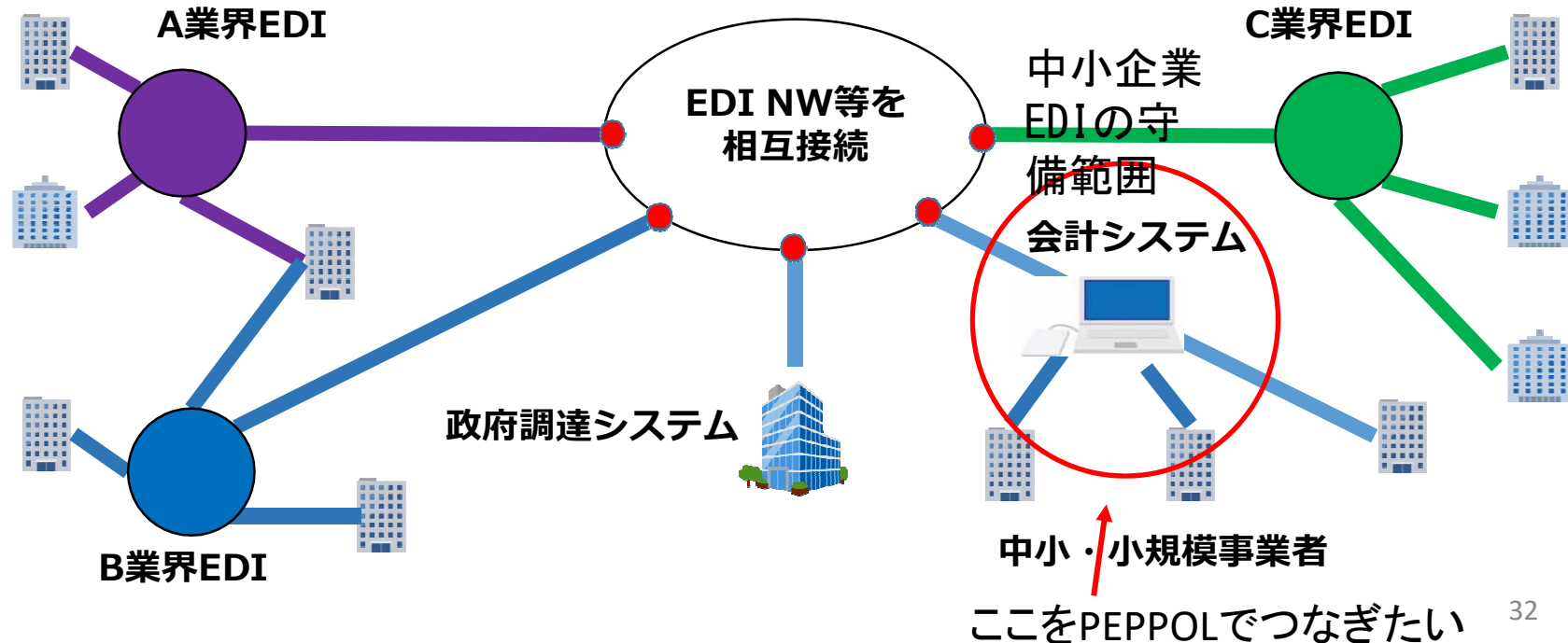
経済産業省においては、中小・小規模事業者の実態を踏まえ、中小企業共通EDIとの相互接続性の確保のための取組を行うほか、標準化ソフトの導入を促すための環境を整備する。

PEPPOLの位置づけ

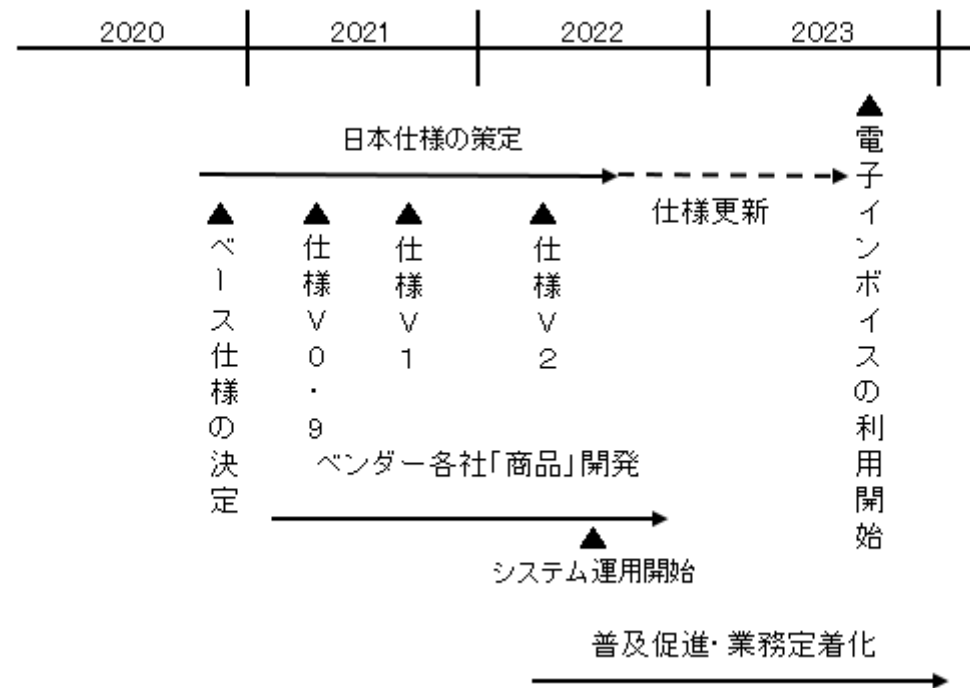
○ バックオフィス業務の効率化を実現する観点から、「電子インボイス」について、コスト面も含め、中小・小規模事業者から大企業まで幅広い事業者が共通的に使えるようなものとしその利活用を促進するため、国際的な規格に準拠する形で「標準仕様」の確立を目指す。

実現を目指すアーキテクチャ（イメージ）

請求に係るデータをやり取りする共通基盤ネットワーク

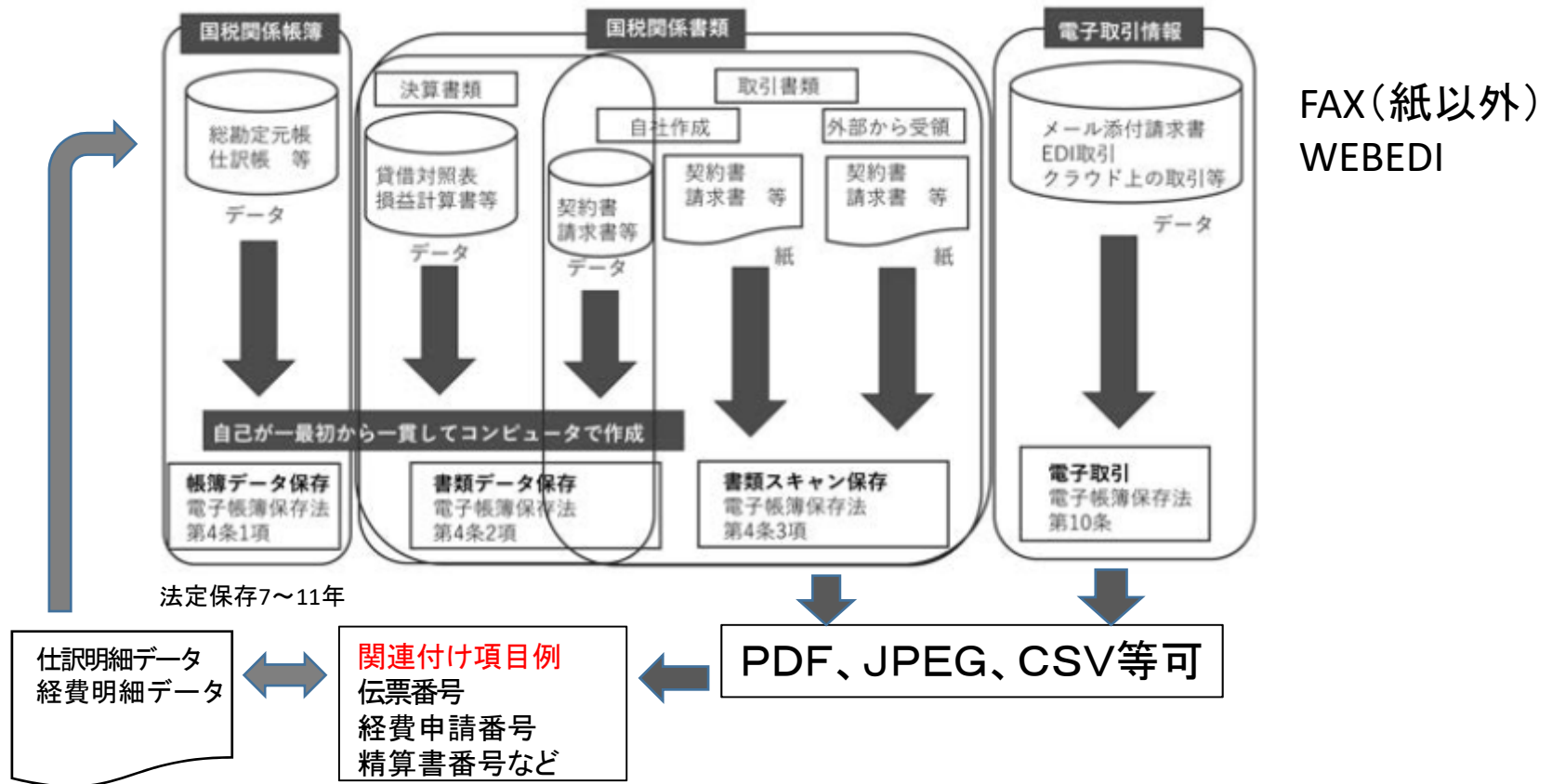


PEPPOLという規格(EU)は、EUにおける政府調達用の規格



EIPAが想定する電子インボイス標準仕様の普及に向けたタイムライン
内閣府IT総合戦略室「電子インボイスの係る取り組み状況について」令和2年12月19日
に筆者が加筆修正して作成

電帳法のイメージするバックオフィス業務の流れとバックヤード業務の合理化



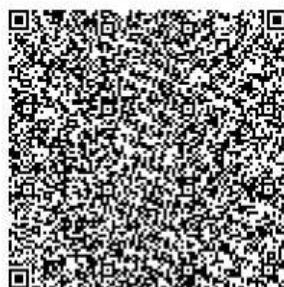
東京税理士会2021.6.1 情報通 より引用 加筆修正

適格請求書にQRコードを付ける実証実験をしています

CD	納品日付	受注番号	品名	数量	単位	単価	税率	区分	金額	摘要	請求日付
124	2021/6/1		BKJ51	20	箱	550000	10	0	11000000		2021/6/25
124	2021/6/7		BKJ77	20	箱	550000	10				
124	2021/6/14		BKJ88	6000	個	5400	8				
124	2021/6/20		BKJ100	2	台	22000000	10				
125	2021/10/4	448193	R複合機	1	台	10500	5				
125	2021/6/12		BKJ51	20	箱	550000	10				
125			BKJ77	20	箱	550000	10				
125	2021/6/22		BKJ88	6000	個	5400	8				
125	2021/6/28		BKJ100	2	台	22000000	10				
125	2021/6/28		SS-123456	1000	個	10.26	10				

請求書

納品日 受注番号	品名	数量	単位	単価	税率	金額	摘要
2021/10/04 448193	R複合機	1	台	10,500	5.00	10,500	
2021/06/12	BKJ51	20	箱	550,000	10.00	11,000,000	
	BKJ77	20	箱	550,000	10.00	11,000,000	
2021/06/22	BKJ98	6,000	個	5,400	8.00 *	32,400,000	
2021/06/28	BKJ100	2	台	22,000,000	10.00	44,000,000	
2021/06/28	SS-1234567890	1,000	個	10.26	10.00	11,286	
合 計						98,421,786	
					5.00	10,500	500
					*8.00	32,400,000	2,400,000
					10.00	66,011,286	6,001,026
					税率別集計 (総額表示)		



エクセルで作成した売上データを利用して、QRコード付き適格請求書を作成するアプリを作成し、実証実験を始めています

エクセルからQR付請求書作成
QR請求書から仕入帳作成

2個のアプリを、近くSCCC協議会のHPから無償配布を始めるとの予定です

取引銀行 三菱UFJ銀行 本店営業部 当座預金 99999999
三井住友銀行 ○○支店 普通預金 99999999

このQRコードをSCCCリアルタイム協議会が無償で配布しているQR付き適格請求書読み取りソフトを利用すれば、消費税法に適合したエクセル仕入台帳を自動作成できます。帳簿への書き写しの手間を大幅に圧縮できます

QRコードをスマホで読み込むか、WEBカメラ(800DPI)で読み込み仕入台帳作ります

Book1 - Excel

ファイル ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 開発

MS Pゴシック 11 A A

B I U

標準

条件付き書式

挿入 削除 書式

Σ

A Z

並べ替えと検索とフィルター 選択

編集

A1

請求No

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
1	請求No	課税事業者No	仕入先名	請求日付	税込F	LC	品名	数量	単位	単価	税率	税識別	金額
2	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	1	R複合機	1	台	10500	5	0	10500
3	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	2	BKJ51	20	箱	550000	10	0	1100000
4	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	3	BKJ77	20	箱	550000	10	0	1100000
5	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	4	BKJ88	6000	個	5400	8	1	324000
6	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	5	BKJ100	2	台	22000000	10	0	44000000
7	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	6	SS-1234567890	1000	個	10.26	10	0	1126000
8	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30		91	課税合計(単価に課税対象額)			10500	5	0	50000
9	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30		92	課税合計(単価に課税対象額)			32400000	8	1	24000000
10	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30		93	課税合計(単価に課税対象額)			66011286	10	0	60011286
11	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30		99	課税額消費税合計			98421786			84011286

クラウドの使用料も、通信回線負担も、特殊なアプリもいらず、消費税法に対応する帳簿作成が簡単にできます。従来通りの紙の適格請求書で実現できます。

令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて

改正の概要

▶ [電子帳簿保存法が改正されました（令和3年5月）\(PDF/1,115KB\)](#)

電子帳簿保存法取扱通達

(準備中)

電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）

(準備中)

電子帳簿保存法Q & A（一問一答）

(準備中)

電子帳簿保存法関係申請書等の様式

(準備中)

この原稿を書いている段階では、新しい電子帳簿保存法に関する取扱い通達や、Q&Aは公表されていません。

最新情報をご確認ください

ご清聴ありがとうございました



発表者経歴

慶應義塾大学大学院博士課程修了
名古屋学院大学名誉教授
名古屋税理士会 規律委員会委員ほか多数
旧名古屋税務研究所副部長
名古屋東法人会理事
公益社団法人私立大学情報教育協会会計学教育FD/ITC活用研究委員会委員長
名古屋東間税会理事
中部イノベーションパートナーシップ協議会議長(中部経済産業局)
中小規模企業の経営基盤強化のためのEDI・基幹業務システムサービスの提供可能性調査委員長(中部経済産業局)
平成23年度次世代高信頼・省エネ型IT基盤技術開発・実証事業委員長
中部地域クラウド利活用調査委員会委員長
中小企業向けクラウド型EDIの普及に向けた自立型ビジネスモデルの構築事業委員長
中部IT経営力大賞審査委員長
一般社団法人SCCC協議会理事
NPO CCC-TIES理事
元名古屋家事調停協会理事
元愛知県家事調停連合会理事

東海財務局・中部経済産業局認定経営革新支援機関
ファイナンシャルプランナー(AFP)
ITコーディネータ
税理士
岸田賢次税理士事務所所長